

**相模原市選挙管理委員会行政委員会事務局選挙課
障害者活躍推進計画（第２期）**

機関名	相模原市選挙管理委員会行政委員会事務局選挙課
任命権者	相模原市選挙管理委員会
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
相模原市選挙管理委員会行政委員会事務局選挙課における障害者雇用に関する課題	○現在選挙課に障害のある職員は在籍していないが、今後、人事異動や在籍する職員の不慮の事故や怪我等により、障害のある職員が働くことも想定し、障害があっても働きやすい職場環境となるよう体制整備に取り組む。
目標	
① 採用に関する目標	○当課では、一般職の職員の採用に係る事務の実質的な権限を有していないが、会計年度任用職員の採用に係る事務については、実質的な権限を有していることから、採用にあたっては、障害の有無や程度で判断することなく、業務遂行能力等により判断する。
② 定着に関する目標	○人事異動などにより障害のある職員が配置された際は、人事を所管する部署との調整を図り、障害のある職員が活躍できる環境を速やかに整え、離職に至らないように取り組む。
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、相模原市選挙管理委員会行政委員会事務局選挙課長を選任する。 ○障害のある職員からの職場生活等に関する相談や職場環境を整えるために専門的知識を要する場合などは、必要に応じて市長事務部局で選任する障害者職業生活相談員と連携を図るなど人的サポート体制の充実を図る。 ○当課において、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。 ○障害のある職員とともに働く上での日常的な配慮のポイントとなる基本的知識や必要な配慮等について、福祉部門等が実施する研修会への参加や啓発資料の配布を通じて、所属職員の理解促進を図る。 ○障害のある職員が、無理なく、安定的に働くことができるよう、事務室内の動線について、車椅子での移動が可能な幅を確保するなど執務環境を整えるとともに、早出遅出勤務、休憩時間の変更、テレワーク等の利用促進に取り組む。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○障害のある職員の意欲・特性・能力等に応じ、本人の希望も踏まえた業務の割り振りを行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○半期ごとに実施している職員評価面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて、検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるにあたっては、障害のある職員からの意見・要望を踏まえ、障害の程度等を把握の上、適切に実施する。
4. その他	○「相模原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針」に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立する支援に繋げるため、物品の調達等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○「事務サポートセンター」を積極的に活用し、事務執行体制の効率化を図るとともに、障害のある方の活躍の場の拡大を推進する。